

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和3年9月6日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂榊田町，上賀茂松本町，上賀茂池端町，上賀茂岡本町，上賀茂梅ヶ辻町，上賀茂東後藤町，上賀茂西後藤町，上賀茂西上之段町，上賀茂六段田町，上賀茂柵谷町，上賀茂前田町，上賀茂中山町，上賀茂大柳町，上賀茂音保瀬町，大宮薬師山東町，大宮開町，西賀茂鎮守菴町，西賀茂北今原町，西賀茂北川上町，西賀茂川上町，西賀茂大道口町，大宮西山ノ前町，鷹峯藤林町及び衣笠西御所ノ内町の各一部

京都市左京区上高野小野町，上高野仲町，上高野池ノ内町，修学院仏者町，一乗寺薬師堂町，一乗寺中ノ田町，松ヶ崎御所ノ内町，松ヶ崎六ノ坪町，静市市原町，岩倉中河原町，岩倉南木野町，岩倉花園町，岩倉長谷町，岩倉幡枝町及び岩倉中町の各一部

京都市山科区北花山河原町，小山鎮守町，音羽乙出町，柳辻草海道町，小野弓田町，勸修寺御所内町，西野山中鳥井町及び西野山百々町の各一部

京都市南区吉祥院石原開町，上鳥羽中河原，上鳥羽奈須野町，上鳥羽八王神町，久世上久世町，久世中久世町五丁目，久世殿城町，久世大藪町，久世築山町及び久世東土川町の各一部

京都市右京区太秦開日町，嵯峨野南浦町，嵯峨野芝野町，梅津中倉町，嵯峨蜻蛉尻町，嵯峨萩原町，嵯峨大覚寺門前堂ノ前町，嵯峨釈迦堂藤ノ木町，嵯峨大覚寺門前六道町，及び嵯峨大覚寺門前登り町の各一部

京都市西京区桂芝ノ下町，桂上野西町，川島権田町，下津林番条町，牛ヶ瀬南ノ口町，御陵内町，松尾万石町及び山田平尾町の各一部

京都市伏見区北端町，向島吹田河原町，桃山町伊庭，醍醐川久保町，醍醐西大路町，

小栗栖牛ヶ淵町，小栗栖岩ヶ淵町，日野谷寺町，深草大亀谷敦賀町，深草大亀谷大山町，深草大亀谷六躰町，深草真宗院山町，深草東瓦町，深草綿森町，竹田青池町，竹田中島町，竹田西小屋ノ内町，竹田北三ツ杭町，竹田藁屋町，下鳥羽前田町，下鳥羽中円面田町，下鳥羽西芹川町，横大路菅本，久我石原町，久我本町，久我御旅町，久我森の宮町，久我西出町，羽束師古川町及び羽束師鴨川町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

令和3年9月6日から同月21日まで（ただし，土曜日，日曜日及び休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までは除く。）

5 意見書の提出

(1) 提出方法

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は，住所，氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送，ファックス若しくは電子メールによって提出してください。ただし，郵送による場合は，縦覧期間満了の日までの消印のあるものは有効です。

(2) 提出先

ア 持参又は郵送

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局都市企画部都市計画課

イ ファックス

075-222-3472

ウ 電子メール

tokeika@city.kyoto.lg.jp

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)